

概要版



西原町

地域防災計画

津波



地震



土砂崩れ



台風



西原町地域防災計画とは

西原町地域防災計画の目的

西原町地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて、国、沖縄県、西原町、防災関係機関、町民、事業者等が、防災対策を総合的かつ計画的に進めることにより、災害に対して万全を期することを目的としています。

防災対策の基本方針

防災対策は、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階に分かれており、それぞれの段階において国、県、町、公共機関、事業者及び町民等が一体となって最善の対策をとることが大切です。

周到かつ十分な災害予防対策

- ①災害に強い町土の形成、ライフライン機能の多重化・多元化等を実施
- ②情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実
- ③防災知識の普及、防災訓練の実施、自主防災組織等の育成強化
- ④防災に関する調査研究結果を活用するための基礎データの集積、観測方法の充実・強化
- ⑤迅速な応急対策と円滑な復旧・復興のための災害対応体制の整備、物資の備蓄、防災訓練の実施

迅速かつ円滑な災害応急対策

- ①警報等の伝達、町民の避難誘導、要配慮者の避難支援、施設の緊急点検等の災害未然防止活動
- ②災害規模の予測・早期把握、情報の迅速な収集・伝達、通信手段の確保、広域応援体制の確立
- ③救助・救急・医療活動等の支援、優先度を考慮した緊急輸送活動及び交通規制の実施
- ④迅速な避難誘導、指定避難所の適切な運営管理、避難収容活動及び被災者等への的確な情報伝達
- ⑤生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達と被災地のニーズに応じた供給
- ⑥指定避難所を中心とした健康保持に必要な活動、保健衛生活動、防疫活動及び遺体の処理等
- ⑦防犯活動等による社会秩序の維持及び物価の安定・物資の安定供給のための施策の実施
- ⑧消火・水防等の災害防止活動、二次災害の防止、必要に応じた町民の避難及び応急対策の実施
- ⑨ボランティア、義援物資・義援金及び海外等からの支援の適切な受入れ

適切かつ速やかな災害復旧・復興

- ①被災状況を勘案した被災地域の復旧・復興対策の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進
- ②被災施設の迅速な復旧とそのための広域応援
- ③再度災害の防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくり
- ④災害廃棄物処理の処分方法の確立、計画的な収集・運搬・処理による災害廃棄物処理
- ⑤被災者に対する資金援助、住宅確保及び雇用確保等による自立的生活再建の支援
- ⑥被災中小企業の復興等の地域の自立的发展に向けた経済復興の支援

被害の想定



地震による被害の想定

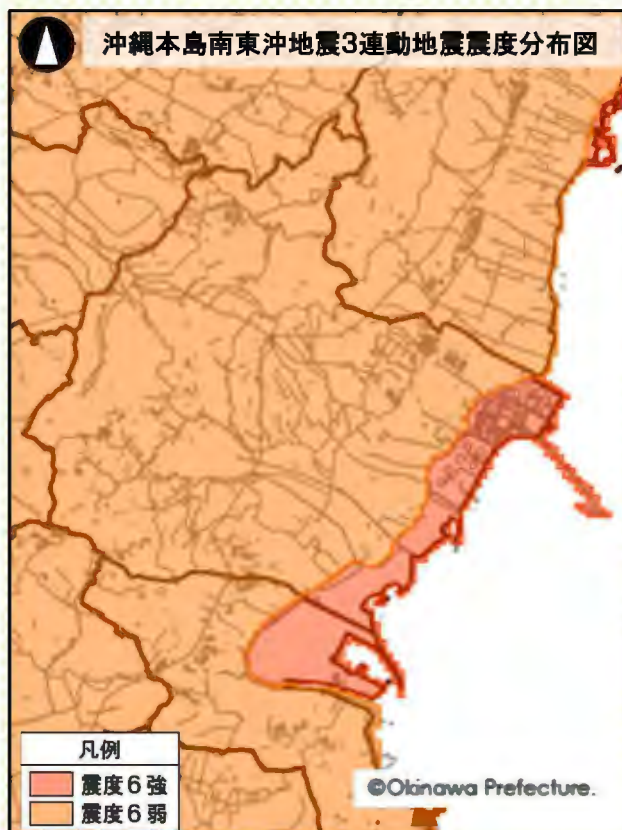
沖縄県地震被害想定調査では、西原町は沖縄本島南東沖地震3連動地震の被害が最大になると想定されており、町内のほぼ全域で震度6弱、一部が震度6強の揺れが発生すると想定されています。

この地震による避難者数は、約10,500名（指定避難所内外）、そのうち、支援を必要とする要配慮者（高齢者、障がい者、観光客等）が約1,200名と予測されています。

ライフライン被害では上水道の被害が大きく、食料や飲料水の必要量が大きいと予測されています。

西原町における「沖縄本島南東沖地震3連動地震」による被害想定結果

全壊棟数	半壊棟数	死者	重傷者	軽傷者
約1,670棟	約2,280棟	約390人	約2,460人	約4,900人



地震が起きた時に取るべき行動

グラツきたたら
地震発生！

命を守る

- ・落ち着いて、自分の身を守る
- ・ドアを開けて、逃げ道を確保する
- ・ブロック塀には近づかない

1～5分

家族の命を守る

- ・家族の安全を確認
- ・火の元の確認
- ・足をケガしないように靴を履く
- ・必需品を手元に用意する
- ・余震に注意
- ・初期消火

5～10分

地域の命を守る

- ・隣近所の安全を確認
- ・電気のブレーカーを切る
- ・ガスの元栓を閉める

※安全が確保でき、時間的猶予がある場合

緊急地震速報

緊急地震速報は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域を対象に、予測される到達時刻や震度を可能な限り素早くテレビやラジオ、防災行政無線、緊急速報メール（携帯電話・スマートフォン）等でお知らせするシステムです。

この「緊急地震速報」を見聞きしてから数秒～数十秒後に強い揺れが始まりますので、この間に身を守るための行動をとる必要があります。

※震源域に近い地域では「緊急地震速報」が間に合わないことがあるため注意が必要です



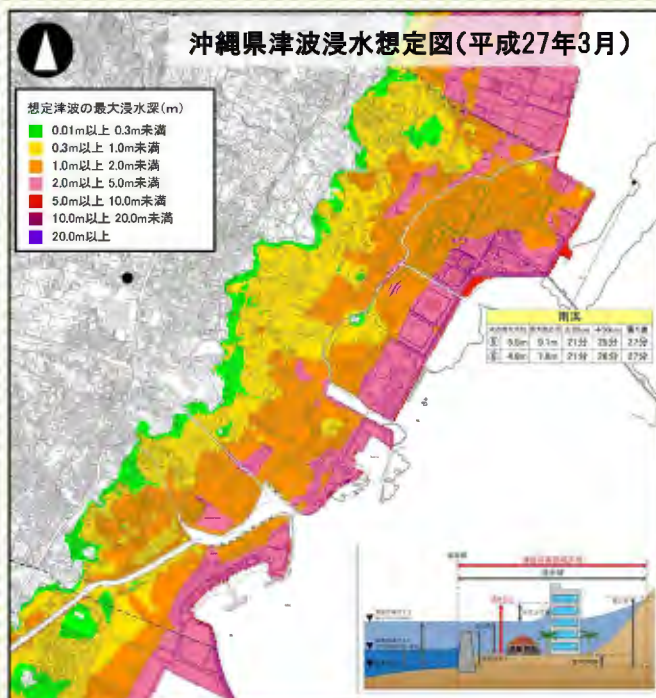
被害の想定



津波による被害の想定

沖縄県津波浸水想定図では、津波による浸水域と浸水深が示されており、西原町においても、沿岸部で浸水被害が予想されています。

また、浸水区域内に石油コンビナート等特別防災区域が指定されているため二次災害の発生にも備える必要があります。



津波からの避難について

海沿いにいるときに、地震を伴う強い揺れ、または長時間のゆっくりとした揺れを感じた場合は、気象庁や西原町が発表する情報を待たずに、すぐに高台や指定緊急避難場所などの安全な場所に避難するようにしましょう。

車での避難は、交通渋滞の原因となり、高齢者や要配慮者等の避難の遅れに繋がる恐れや、地震等により道路に異常がある場合がありますので、原則として徒歩での避難を心がけましょう。

また、津波到達時間までに安全な場所への避難が難しい場合は、建物のなるべく高層階へ避難する垂直避難を実施し、安全な場所へ避難するようにしましょう。

津波に関連する警報と注意報

津波発生が予測される場合には、気象庁より大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されます。発表された際には、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、安全な場所へ避難しましょう。

	予想される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
	数値での発表	巨大地震の場合の発表	
(特別警報に位置付け)	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い 、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、 ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
	10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
	5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い 、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、 ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

被害の想定



風水害による被害の想定

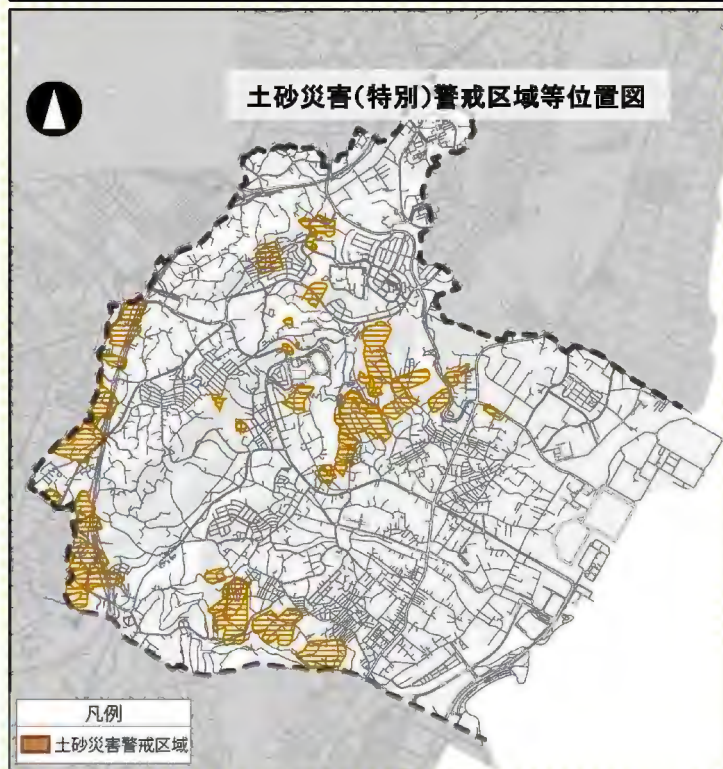
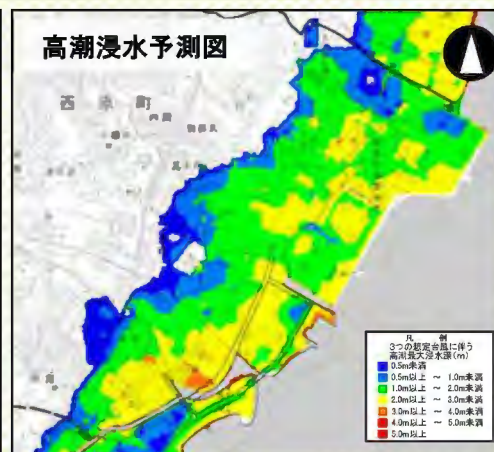
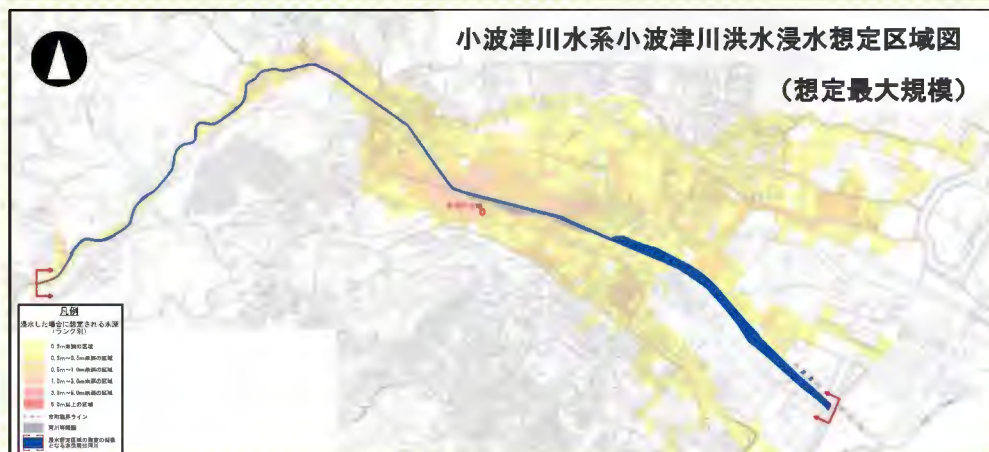
■小波津川が氾濫

小波津川水系小波津川洪水浸水想定区域図では、小波津川沿いの低地や河口付近等の広い範囲で浸水が想定されています。洪水が発生するおそれがある場合は、浸水想定区域外への早めの避難を心がけましょう。浸水が始まってからの避難はかえって危険なことがあります。



■高潮の発生

高潮は台風や発達した低気圧の接近によって、海水面が平常時より異常に高くなり浸水被害が起こる現象です。沖縄県高潮浸水予想図では、海岸付近の広い範囲での浸水が想定されています。大潮時の満潮と高潮のピークが重なると海面が上昇しやすくなり危険となるため早めの避難を心がけましょう。



■土砂災害(特別)警戒区域について

梅雨期、台風時など、大雨が降る時期や地震が起きたときには、地盤がゆるみ、土石流やがけ崩れ、地すべり等の土砂災害を引き起こす可能性があります。

土砂災害から身を守るためには、まず自分の家の周りに危険がないか確かめ避難しましょう。



■沖縄防災情報ポータル ハイサイ！防災で～びる

沖縄防災情報ポータルでは、県内の災害情報を市町村別に掲載しています。

災害に関連する情報の収集に役立つため事前に防災メールの登録をしておきましょう。



平常時の備え（災害予防計画）

大規模災害の発生時には、町や国、県などによる災害対応の「公助」はもとより、自分自身や家族の安全を守る「自助」、身近な地域コミュニティ等の人々と助け合う「共助」が必要不可欠です。



地震の揺れに備える



- 住宅の耐震診断、必要な耐震改修を行いましょう。
- 金物や突っ張り棒などで家具を固定しましょう。
- 出入り口には物を置かないなど、逃げ道を確保しましょう。
- ブロック塀が倒壊しないよう補強しましょう。



- 「防災点検の日」を設け、一斉に防災点検を行うなど、地域の皆さんで防災力を高めましょう。
- 集会等の機会を利用して、正しい知識の普及に努めましょう。



- 建築物の耐震診断・耐震改修の普及と啓発、相談への対応、講習会の実施等を行います。
- 不特定多数の人が利用する施設等の耐震診断・改修の促進を図ります。
- 公共施設や学校等の建物、避難所等の耐震化を進めます。
- ブロック塀等の安全対策、家具等の転倒防止に関する啓発活動を行います。



津波に備える



- 津波に関する知識を習得し、津波警報発令時のとるべき行動を考えましょう。
- 地域の危険度、津波からの避難場所、避難経路、避難方法を確認しましょう。
- 地域の津波避難訓練等に進んで参加しましょう。



- 津波警報等を地域住民に伝達する責任者や伝達ルートを決めておきましょう。
- 地域で複数の津波避難経路を定めましょう。
- 救出・救護活動は、津波到達時間内での実施するなどの行動ルールを決めておきましょう。



- 河川堤防の整備等を推進するとともに、確実に水門等の閉鎖を行う体制を整備します。
- 津波災害警戒区域や避難場所を記載した防災マップの周知を図り、区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画作成・避難訓練の実施を促進します。
- 津波警報等の伝達システム、伝達体制を確保します。

洪水や土砂災害、高潮等に備える



- 防災マップで浸水区域や土砂災害の危険がある場所等を確認しましょう。
- 高潮や土砂災害の知識の習得に努めましょう。



- 国・県・関係機関と連携し、洪水や土砂災害を予防するための事業を進めます。
- 防災マップにより、高潮の浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域等の周知を行い、区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画作成、避難訓練の実施を促進します。



- 危険箇所や避難場所を記した自主防災マップを作成しましょう。
- 土砂災害の前兆現象等の情報収集・伝達体制を整備しましょう。

平常時の備え（災害予防計画）

火災に備える



- 住宅用火災警報器を設置しましょう。
- 消火器等の設置や使用方法を確認しましょう。
- 自動遮断装置付きガス器具等を使いましょう。



- 消防資機材等の整備、消防団の育成・強化により、消防力（消火）の強化を図るとともに、消防水利の整備を進めます。
- 老朽木造住宅の建替えや不燃化、防災拠点関係施設の整備など、消防・避難・救護活動の円滑な実施を図ります。



- 地域で管理している消火資機材等の点検を行いましょう。
- 日頃から初期消火訓練を行い、いざというときに備えましょう。

ケガや人命救助に備える



- 救命講習や訓練に積極的に参加しましょう。
- 医薬品等を備蓄しておきましょう。



- 救急救助隊の整備充実を図るとともに、救助用資器材の備蓄の推進を図ります。
- 消防職員や消防団員の救助活動能力の向上に努めます。
- 救命講習や救助訓練を実施します。



- 家屋の下敷きとなった人の救出や、負傷者の応急手当を習得する講習会等に参加しましょう。
- 救助用資器材の点検を行い、いざというときに備えましょう。

いざという時の避難に備える



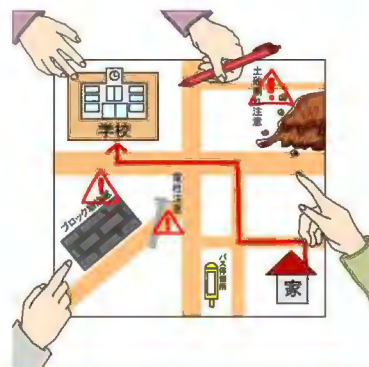
- 「自分の生命は自分で守る」意識を持ち、避難先（指定避難所や安全な親せき宅等）、安全な避難経路、危険箇所を確認しておきましょう。
- 家族や従業員等との連絡方法を確認しておきましょう。
- 5段階の警戒レベルと避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の意味を理解しておきましょう。
- 高潮や津波の浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画の作成と避難訓練を実施しましょう。



- 避難する際の避難所、安全な避難経路、危険箇所を確認し、地域のみなさんで共有しましょう。
- 地域内の高齢者や障がい者など、援護を必要とする人の安否確認、避難誘導體制を整えましょう。
- 避難誘導訓練や自主的な指定避難所の運営訓練を実施しましょう。



- 各種広報や防災訓練、各種研修会等へ職員を派遣する等の支援を行います。
- 地域等と協働で避難計画の策定や防災訓練を実施します。
- 警戒レベルを用いた避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の伝達体制を確立します。（警戒レベルは津波の際は使用しません。）
- 避難に援護が必要な人（避難行動要支援者）の把握と個別避難計画の策定、支援体制を構築します。



平常時の備え（災害予防計画）

食料や生活必需品の不足に備える



- 食料・飲料水・生活必需品を最低3日分備蓄しましょう。
- 特別な配慮の必要な人は、必要な食料・生活必需品を備えましょう。



- 地域住民への備蓄の呼びかけや炊き出し訓練を行いましょう。
- 地域での緊急物資の共同備蓄を進めましょう。



- 食料、生活必需品等の備蓄を進めています。
- 他自治体や民間企業との災害時応援協定の締結を進めています。
- 各指定避難所に物資を確実に届けるため、物資集積拠点の指定や供給体制の整備を進めています。
- 災害時のトイレの確保・管理体制を整備します。

正確で素早い情報入手に備える



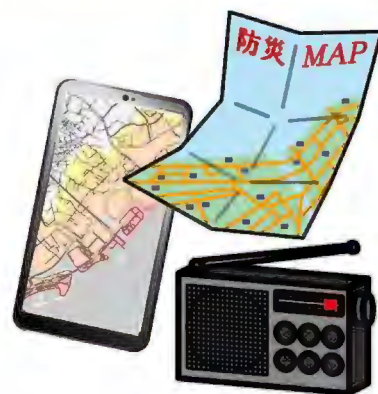
- 災害情報や避難情報の種類や入手方法を確認しておきましょう。
- 緊急防災情報伝達システム（緊急速報メール、Lアラート等多様な情報伝達手段）について、理解を深めましょう。



- 災害情報や避難情報の種類や入手方法、地域住民への伝達情報を確認しましょう。
- 情報収集・伝達訓練を行いましょう。
- 要配慮者への情報提供方法を決めましょう。



- 広報車や防災行政無線等による情報伝達体制の整備を進めています。
- 防災関係機関との相互通信の確保、防災相互通信用無線局の整備を強化します。



自主防災組織に参加しましょう

■自主防災組織とは

自主防災組織は、大規模な災害が発生した場合に被害を最小限にするため、日頃から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など、災害に対する備えを行います。

また、実際に災害が発生した際には、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集、避難の実施や指定避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っています。



平常時の活動

- ① 個人レベルの防災知識を向上させよう
- ② 地域の情報を共有し、地域の防災力を高めよう
- ③ 防災マップを作ってみよう
- ④ 防災訓練を繰り返し実施しよう
- ⑤ 必要な資機材を選んで備蓄しておこう
- ⑥ 性別による役割の固定や隔たりがないよう配慮して役割分担を決めておこう

災害時の活動

- ① 情報は素早く正確に伝達
- ② 火が出たらすぐ消火
- ③ 救出・救護は速やかに
- ④ 落ち着いて、みんなで避難
- ⑤ 水・食料はみんなで分け合って
- ⑥ 自主的な避難所運営をしよう

災害発生時の活動（災害応急対策計画）

大規模な災害が発生した際には、自らの避難に加え、初期消火、救出、応急救護、避難誘導など、人命に係わる応急対策が町内全体で必要となり、行政、町民、自主防災組織等の地域の自主防災活動と協働した、災害応急対策を行う必要があります。

■警戒レベルと住民がとるべき行動

レベル	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保 町
.....<警戒レベル4までに必ず避難！>.....		
4	危険な場所から全員避難	避難指示 町
3	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難 町
2	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 気
1	災害への心構えを高める	早期注意情報 気

気：気象庁が発表する情報

町：西原町が発表する情報

情報収集・伝達活動



- 町や防災関係機関等から出される災害情報や避難情報に注意しましょう。（正確な情報の入手に努めてください。）
- 被害情報や浸水、崖崩れ情報など、町へ連絡してください。



- 被害情報や浸水、崖崩れ情報など、町へ連絡してください。
- 地域住民へ災害情報や避難情報を伝達します。



- 気象情報、災害情報、被害情報等の情報収集活動を行います。
- 気象情報、災害情報、被害情報等の広報活動を行います。
- 警戒レベルを用いた避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令した場合は、速やかに伝達します。（警戒レベルは津波は使用しません。）

救出・救護活動、消火活動



- 【救急・救助活動】
- 軽傷の場合などは、自ら応急処置をしましょう。
- 【消火活動】
- 地震の揺れがおさまってからガスコンロ等を消しましょう。
- 消火器等を使って初期消火活動をしましょう。



- 【救急・救助活動】
- 安否確認や救助活動を行います。
- けが人に対する応急手当や救護所への搬送を行います。
- 【消火活動】
- 消火器やバケツリレー等による初期消火活動を行います。



- 【救急・救助活動】
- 消防本部・消防団が主体となって、警察と相協力し、救出活動を行います。
- 医療機関・地区医師会の協力により救護活動を行います。
- 【消火活動】
- 消防本部・消防団による消火活動を行います。
- 広域的な消防応援部隊による救急・救助活動を行います。



災害発生時の活動（災害応急対策計画）

救出・救護活動、消火活動



○住民の皆さんは、警戒レベルに応じた適切な避難行動をとり、災害から身を守りましょう。

○既に浸水しているなど、指定緊急避難場所等への避難が危険を伴う場合は、建物2階へ避難するなど、身の安全を確保（緊急安全確保）してください。



○指定緊急避難場所まで、地域内の住民を避難誘導します。

○地域内の住民の安否を確認します。

○避難行動要支援者の避難支援をします。



○避難情報等は5段階の警戒レベルを用いて発令します。また、避難すべき対象者やとるべき避難行動が分かるような伝達を行います。（警戒レベルは津波は使用しません。）

○地域住民の避難誘導を行います。

○避難行動要支援者の避難等について、避難支援者等へ要請を行います。



指定避難所の運営

指定避難所は、災害が発生した時などに町民の生命の安全を確保する避難施設として、一時的に生活する施設として重要な役割を持ちます。

また、車中泊を含む指定避難所以外の避難者を含む地域コミュニティの場ともなるため、原則として自治会、自主防災組織等を中心とした地域住民の自主運営を目指します。

町・地域・町民が一体となった指定避難所運営

- 指定避難所運営体制の確立
- 生活ルールの取決め
- 食料、飲料水等の配給、炊き出し
- 物資の仕分け、配布
- 防犯パトロールの実施
- 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策
- NPO・ボランティア等の受入れ など

避難所はこんな役割も

- 被害状況、復旧等の情報の提供
- 生活相談、健康相談等の巡回相談の実施
- 車中泊を含む指定避難所以外の避難者への食料等の配布 など

避難所生活で生じる様々な問題も協力して解決

- プライバシーへの配慮
- 要配慮者への支援
- 男女のニーズの違い（性的マイノリティ含む）への配慮（トイレ・着替え・授乳・物干しスペース確保・女性向け物資の確保など）
- 避難生活の長期化への対応（入浴・洗濯支援、暑さ・寒さ対策、感染症対策・トイレの衛生管理・ペット対応） など



災害関連情報の入手先

○西原町ホームページ

- ・ 防災情報、避難情報
- ・ 各種申請情報



○沖縄気象台

- ・ 沖縄県の気象予報
- ・ 防災情報、観測情報



○国土交通省【川の防災情報】

- ・ 全国のリアルタイム雨量
- ・ 洪水予測や放流の通知



災害発生時の活動（災害応急対策計画）

食料や生活必需品の不足に備える



- 食料・飲料水・生活必需品等の家庭備蓄を活用しましょう。
- 炊き出しや物資の荷卸し、配布等に協力しましょう。
- 家庭の井戸の活用、トイレ用水等の確保に協力しましょう。



- 炊き出しの実施や協力を行います。
- 物資の荷卸し、配布等に協力します。
- 応急給水に協力します。
- トイレ用水等を確保します。



- 県、他市町村、関係機関と物資調達・輸送調整等について情報を共有し、円滑な物資の調達・供給を図ります。
- 備蓄している食料・生活必需品等を供給します。
- 民間事業者等から食料・生活必需品等を供給します。
- 応急給水を実施します。
- 簡易トイレ等の配布や仮設トイレを設置します。



要配慮者への支援活動



- 高齢者、障がい者等の要配慮者の方は、災害時には、支援者に対して自分の安否や支援が必要かどうか連絡するように努めましょう。



- 災害時には、隣近所にお住いの要配慮者に声をかけ、支援者に対して自分の安否確認や避難の支援を行いましょう。
- 避難支援者は、個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難を支援します。



- 避難行動要支援者等に対して、災害情報や警戒レベルを用いた避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の伝達等を速やかに行います。（警戒レベルは津波は使用しません。）
- 避難所では、要配慮者スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置、要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所を行います。



■要配慮者への支援

○高齢者の方への支援

- ・援助が必要なときは、できるだけ複数の人で対応する。
- ・急を要するときは、おぶったり担架で安全な場所へ移動させる。

○目が不自由な方への支援

- ・杖を持った方の手はとらず、ひじの辺りにゆっくりとふれて、半歩手前をゆっくり歩く。
- ・方向や目の前の位置などは、時計の文字盤の位置を想定して伝える。

○耳が不自由な方への支援

- ・筆談は要点をわかりやすく伝える。
- ・手のひらに指先で字を書く方法で伝える。
- ・話をするときは、顔をまっすぐ向け、口を大きく動かしゆっくりと話す。

○肢体が不自由な方への支援（車イス）

- ・気軽に声をかけ、1人で援助が困難なときは、近くの人に協力を求める。
- ・車いすは、階段では3、4人で援助、上がるときは前向きに、下がる時は後ろ向きに移動させる。

○外国人・旅行者の方への支援

- ・身振り、手振りで話しかけ、孤立させないようにする。



わが家の避難計画

災害時用伝言
ダイヤル
安否確認用
伝言サービス

①⑦①
を
ダイヤル

伝言を残すには
(録音方法) **1**
伝言を聞くには
(確認方法) **2**

被災地の方も
被災地以外の方も
被災地の方の電話番号を
市外局番からダイヤル

1

避難先

避難先を確認してメモしておきましょう。
状況に応じた避難先として、下記の内容をすべて確認しましょう。

伝言を
入れる

伝言を
聞く

まず、ハザードマップで我が家の
災害リスクを確認しましょう！

①該当する項目の点線に沿って丸で囲みましょう。

洪水による
浸水の危険がある

土砂災害
の危険がある

津波による
浸水の危険がある

避難先の情報（避難所、親戚宅、友人宅）

施設名称：

避難先までの
移動手段

徒歩、自転車、車
その他（ ）

連絡先：

避難先までの
移動時間

分

2

避難をするまでに
何をするか
を考えましょう。

やること
チェック



情報収集



気象情報・避難情報を確認

避難の準備



非常持ち出し品の最終確認



必要なものの買い出し



家財等の2階等への移動開始



家や周りの点検



避難所の開設状況の確認

避難まで
時間がある場合

連絡・声かけ



近所への声かけ

☐避難の声かけをする ☐一緒に避難する

名前：

連絡先：

☐避難の声かけをする ☐一緒に避難する

名前：

連絡先：



家族と連絡を取り合う

(離れている場合)



避難の支援者に連絡

(自力での避難が困難な場合)

その他



3

避難のタイミングと避難時の行動

②で確認した行動を参考に避難行動のタイミングを確認し、
下記に具体的な行動を記入しましょう。

緊急度

高

警戒レベル1
早期注意情報
災害への心構えを
高める

(例) 避難の際の持ち物を確認し、
避難しやすい服装に着替える

警戒レベル2
洪水注意報
大雨注意報等
自らの
避難行動を確認

(例) 避難場所を確認しておく

警戒レベル3
高齢者等避難
危険な場所から
高齢者等は避難

(例) おばあちゃんと親戚の家に避難する

警戒レベル4
避難指示
危険な場所から
全員避難

(例) 西原町役場へ避難する

警戒レベル5
緊急安全確保

※必ずしも順番に情報で災害情報が発表されるとは限りません。
状況に応じた柔軟な対応が重要です。

4

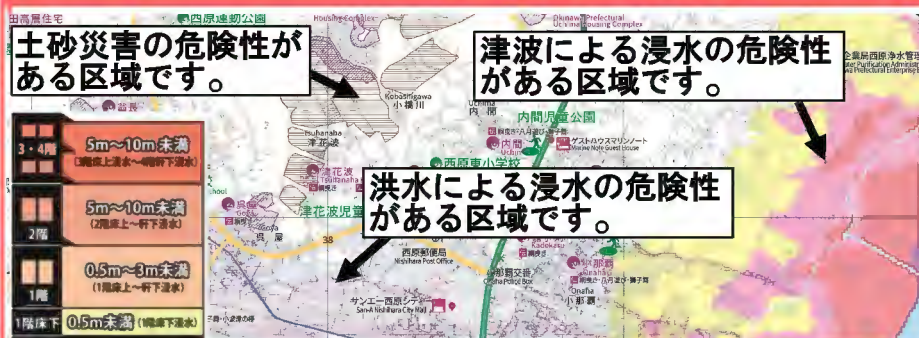
避難完了後 避難完了後には、家族や大切な人に無事に避難したことを伝えましょう。

連絡方法：

家族の集合場所：

避難行動判定フローの参考情報

ハザードマップの見方 必ず取組みましょう



災害発生時に迅速な避難を行うために、ハザードマップを活用し、自分たちの地域にどのような災害のリスクがあるか認識しておきましょう。

災害の種類に合わせて利用する避難場所やそこまでの道順などをあらかじめ決めておきましょう。



ハザードマップ ポータルサイト 検索

避難行動判定フロー〈自分がとるべき避難行動は？〉 必ず取組みましょう

ハザードマップ※で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

はい

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

はい

災害の危険があるので、原則として※自宅の外に避難が必要です。

例外

はい

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

はい

いいえ

例外

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル3が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう
(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル3が出たら、西原町が指定している指定緊急避難場所に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル4が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう
(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル4が出たら、西原町が指定している指定緊急避難場所に避難しましょう

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、西原町からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

※浸水の危険があっても

- ① 浸水する深さよりも高いところにいる。
- ② 浸水しても水が引くまで安全確保ができ、水・食料などの備えが十分にある。

上記の場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。

※土砂災害の危険があっても

- ① 十分に頑丈なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。

- 災害レベル4や3が発表されたら、速やかに安全な場所へ避難しましょう。
- 「避難」とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる場合は避難する必要はありません。
- 避難先は役場・公民館だけではなく、安全な親戚・知人宅への避難も想定しておきましょう。

西原町避難誘導マップ

Evacuation guidance map

2024年3月 改定版

西原町ホームページ
Nishihara Town Website
<http://www.town.nishihara.okinawa.jp>
URL: 西原町 (日本語版) URL: 西原町 (英語版)
<http://www.bousai.okinawa.jp>
防災情報ポータル



沖縄県知事公室防災危機管理課
Okinawa Disaster Prevention and Crisis Management Section of the Governor's Office
TEL 098-866-2143

このマップの使い方
How to use this map
① 112 にダイヤルする
② 112 にダイヤルする
③ 112 にダイヤルする
④ 112 にダイヤルする
⑤ 112 にダイヤルする
⑥ 112 にダイヤルする
⑦ 112 にダイヤルする
⑧ 112 にダイヤルする
⑨ 112 にダイヤルする
⑩ 112 にダイヤルする
⑪ 112 にダイヤルする
⑫ 112 にダイヤルする
⑬ 112 にダイヤルする
⑭ 112 にダイヤルする
⑮ 112 にダイヤルする
⑯ 112 にダイヤルする
⑰ 112 にダイヤルする
⑱ 112 にダイヤルする
⑲ 112 にダイヤルする
⑳ 112 にダイヤルする
㉑ 112 にダイヤルする
㉒ 112 にダイヤルする
㉓ 112 にダイヤルする
㉔ 112 にダイヤルする
㉕ 112 にダイヤルする
㉖ 112 にダイヤルする
㉗ 112 にダイヤルする
㉘ 112 にダイヤルする
㉙ 112 にダイヤルする
㉚ 112 にダイヤルする
㉛ 112 にダイヤルする
㉜ 112 にダイヤルする
㉝ 112 にダイヤルする
㉞ 112 にダイヤルする
㉟ 112 にダイヤルする
㊱ 112 にダイヤルする
㊲ 112 にダイヤルする
㊳ 112 にダイヤルする
㊴ 112 にダイヤルする
㊵ 112 にダイヤルする
㊶ 112 にダイヤルする
㊷ 112 にダイヤルする
㊸ 112 にダイヤルする
㊹ 112 にダイヤルする
㊺ 112 にダイヤルする
㊻ 112 にダイヤルする
㊼ 112 にダイヤルする
㊽ 112 にダイヤルする
㊾ 112 にダイヤルする
㊿ 112 にダイヤルする

伝言の再生方法
How to play message
① 112 にダイヤルする
② 112 にダイヤルする
③ 112 にダイヤルする
④ 112 にダイヤルする
⑤ 112 にダイヤルする
⑥ 112 にダイヤルする
⑦ 112 にダイヤルする
⑧ 112 にダイヤルする
⑨ 112 にダイヤルする
⑩ 112 にダイヤルする
⑪ 112 にダイヤルする
⑫ 112 にダイヤルする
⑬ 112 にダイヤルする
⑭ 112 にダイヤルする
⑮ 112 にダイヤルする
⑯ 112 にダイヤルする
⑰ 112 にダイヤルする
⑱ 112 にダイヤルする
⑲ 112 にダイヤルする
⑳ 112 にダイヤルする
㉑ 112 にダイヤルする
㉒ 112 にダイヤルする
㉓ 112 にダイヤルする
㉔ 112 にダイヤルする
㉕ 112 にダイヤルする
㉖ 112 にダイヤルする
㉗ 112 にダイヤルする
㉘ 112 にダイヤルする
㉙ 112 にダイヤルする
㉚ 112 にダイヤルする
㉛ 112 にダイヤルする
㉜ 112 にダイヤルする
㉝ 112 にダイヤルする
㉞ 112 にダイヤルする
㉟ 112 にダイヤルする
㊱ 112 にダイヤルする
㊲ 112 にダイヤルする
㊳ 112 にダイヤルする
㊴ 112 にダイヤルする
㊵ 112 にダイヤルする
㊶ 112 にダイヤルする
㊷ 112 にダイヤルする
㊸ 112 にダイヤルする
㊹ 112 にダイヤルする
㊺ 112 にダイヤルする
㊻ 112 にダイヤルする
㊼ 112 にダイヤルする
㊽ 112 にダイヤルする
㊾ 112 にダイヤルする
㊿ 112 にダイヤルする

緊急時連絡先
Emergency Contact
浦添警察署
Urasoe Police Station
875-0110
東部消防本部
Eastern Fire Department
945-2200

No.	自治会施設一覧 List of Neighborhood Community Facilities
1	幸地 Kochi
2	幸地ハイイツ Kochi Heights
3	県営幸地高層住宅 Okinawa Prefectural Kochi High-rise Housing
4	県営坂田高層住宅 Okinawa Prefectural Sakata High-rise Housing
5	棚原 Tanabaru
6	徳佐田 Tokusada
7	千原 Senzaru
8	森川 Morikawa
9	上原 Uehara
10	翁長 Onaga
11	坂田 Sakata
12	呉屋 Goza
13	津花波 Tsuhanaba
14	西原台団地 Nishihara-dai Housing Complex
15	小橋川 Kobashigawa
16	内間 Uchina
17	県営内間団地 Okinawa Prefectural Uchina Housing Complex
18	掛保久 Kakeboku
19	嘉手苅 Kadeharu
20	小那覇 Onaha
21	平園 Hirazono
22	兼久 Kanehisa
23	与那城 Yonagaki
24	美咲 Misaki
25	我謝 Gashu
26	西原ハイイツ Nishihara Heights
27	安室 Amuro
28	桃原 Tomohara
29	池田 Ikeda
30	小波津 Kohatsu
31	小波津団地 Kohatsu Housing Complex
32	県営西原団地 Okinawa Prefectural Nishihara Housing Complex

防災に関するマークを覚えよう
Let's learn about the disaster prevention signs

- 避難場所 Evacuation sites
地震時などの切迫した災害の危険から逃れるための施設や場所
Designated facilities to escape the dangers of an imminent disaster such as an earthquake
- 避難所 Evacuation site
一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための施設
Temporary facilities for evacuees
- 津波注意 Tsunami notices
津波が来襲する危険のある地域を示す
Indicates the area where a tsunami is most likely to strike
- 海拔表示
Displays height above sea level
電信柱などに表示されている
Displayed on telephone poles, etc.
Please evacuate to higher ground

凡例	
市町村界	---
西原町役場	○
交番	×
消防署	〒
病院	田
小中学校	大
高等学校	⊕
郵便局	〒
沖縄自動車道	—
国道	—
県道	—
モノレール	—

指定緊急避難場所

	公園名	住所	標高 (m)	洪水	土砂 災害	地震	津波
1	西原運動公園	西原町字鶴長 956 番地	54.3	○	○	○	○
2	上原高台公園	西原町字上原 1 丁目 20 番地の 4	154	○	○	○	○
3	東崎都市緑地	西原町字東崎 15 番地の 1	2.8	○	○	○	×
4	内間児童公園	西原町字内間 63 番地	13.1	○	○	○	○
5	鶴長児童公園	西原町字鶴長 445 番地	76.5	○	○	○	○
6	我謝児童公園	西原町字我謝 474 番地	35.2	○	○	○	○
7	九区児童公園	西原町字与那城 286 番地の 2	6	×	○	○	○
8	幸地児童公園	西原町字幸地 53 番地	85.4	○	○	○	○
9	小那覇児童公園	西原町字小那覇 395 番地の 4	4	×	○	○	×
10	小波津児童公園	西原町字小波津 220 番地	27.5	○	○	○	○
11	棚原児童公園	西原町字棚原 151 番地	81	○	×	○	○
12	津花波児童公園	西原町字津花波 182 番地	46.9	○	○	○	○
13	桃原児童公園	西原町字桃原 59 番地	21.3	○	×	○	○
14	西原台地公園	西原町字小橋川 286 番地	35.7	○	×	○	○
15	与那城児童公園	西原町字与那城 383 番地	6	○	○	○	○
16	掛保久後間毛	西原町字掛保久 1 番地の 1	11.9	○	○	○	○
17	上原東公園	西原町字上原 2 丁目 4	133.8	○	○	○	○
18	上原西公園	西原町字上原 2 丁目 21-7	120.2	○	○	○	○
19	上原南公園	西原町字上原 1 丁目 5-16	100	○	○	○	○
20	白河公園	西原町字棚原 1 丁目 14-14	90.2	○	○	○	○
21	東崎公園	西原町字東崎 5 番地の 1	2.6	○	○	○	×

津波災害警戒区域 (平成 27 年 3 月)
0.01m 以上 0.3m 未満 More than 0.01m Less than 0.3m
0.3m 以上 1.0m 未満 More than 0.3m Less than 1.0m
1.0m 以上 2.0m 未満 More than 1.0m Less than 2.0m
2.0m 以上 5.0m 未満 More than 2.0m Less than 5.0m
5.0m 以上 10.0m 未満 More than 5.0m Less than 10.0m

小波津川洪水想定区域 (令和元年 11 月)
洪水深 50cm 以上 Inundation depth: More than 50cm
洪水深 50cm 未満 Inundation depth: Less than 50cm

土砂災害警戒区域 (令和 2 年 3 月)
急傾斜地の崩壊 Collapse/Side of a slope
土砂災害 Debris flow
地すべり Landslide

指定避難所一覧 List of evacuation sites

場 所	所 在 地	標高 (m) ※避難所 C	電話番号
① 西原町役場	字与那城 140-1	8.8	098-945-5011
② 西原中央公民館	字与那城 124	15.1	098-945-3657
③ 西原運動公園	字鶴長 956	54.3	098-945-8095
④ 西原小学校	字与那城 353	4.5	098-945-2402
⑤ 坂田小学校	字鶴長 627	71.3	098-945-5222
⑥ 西原東小学校	字鶴手前 90	8.4	098-945-1384
⑦ 西原南小学校	字安室 123-2	21.8	098-945-5500
⑧ 西原中学校	字鶴長 238	15.6	098-945-5202
⑨ 西原東中学校	字小那覇 308-1	6.4	098-946-2626

1:10,000

0 100 500 1000m

復興に向けて（災害復旧・復興計画）

災害復興計画の策定

■災害復興計画の策定

- 被災の状況、地域の特性、住民意向等を勘案しつつ、復旧・復興の基本方向を定め、必要に応じて被災地の復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進めます。
- 災害復興計画の作成は、住民の意向を尊重しつつ、協同して計画的に行うとともに、復旧・復興のあらゆる場・組織において様々な立場の方の意見を広く収集し、計画へ反映します。
- 被災した公共施設、公共インフラについては、災害に対する各種特性と原因を検討し、被災程度に応じて公共施設災害復旧事業計画をたて、被災施設の原形復旧と合わせて、再度災害の発生を防止し、施設の新設又は改良を図ります。

■復興の進め方

- 被災者の生活再建を支援し、再度の災害防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した防災まちづくりを推進します。
- 住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向性について、できるだけ速やかに住民合意を得るように努めます。
- 障がい者・高齢者・女性等の意見が反映されるよう、環境整備にも努めます。
- 被災地の復興に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の復興に大きな役割を果たすことから、その維持・回復、再構築に十分に配慮します。

地区防災計画について

■地区防災計画とは

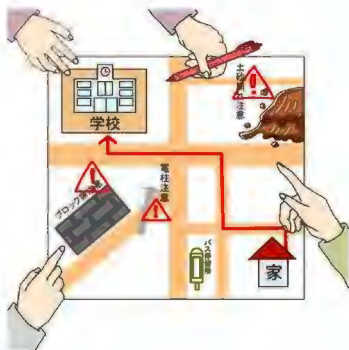
地区防災計画は、地域のみなさん（地区居住者等＝自治会等の一定の地区の居住者及び事業者）が行う自発的な防災活動に関する計画で、町地域防災計画に基づく防災活動と、地区防災計画に基づく防災活動とが連携して、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的としています。

■計画の内容

地区防災計画は、地域のみなさんが地区の特性に応じて、自由な内容で計画を作成することができます。

＜計画内容の例＞

- ① 基本方針（目的）
- ② 防災訓練
- ③ 物資や資機材の備蓄
- ④ 地区居住者等の相互の支援
- ⑤ 長期的な活動予定
- ⑥ その他地区の特性に応じて必要な事項等



地区防災計画案の作成

西原町防災会議へ提案

○地域防災計画への盛り込みの可否を判断

町地域防災計画へ盛り込み

- 活動の実態はあるか
- 地区の理解は得られているか
- 行政との連携は可能か
- 避難行動要支援者の個別避難計画との整合が図られているか

西原町地域防災計画（令和6年3月修正） 概要版